

犯 罪 統 計 書

令 和 6 年



鳥 取 県 警 察 本 部
刑 事 部 刑 事 企 画 課

凡

例

- 1 この統計書の内容は、犯罪統計規則(昭和 40 年 9 月 16 日国家公安委員会規則第 4 号)等に基づき、主として鳥取県警察が取り扱った資料を収録したものである。
- 2 本書の件数、人員の計上方式は、次のとおりである。
 - (1) 件数
原則として被疑者の行為数によって計上している。ただし、1 人数件又は数人数件の場合で一定の条件に該当するときは、包括 1 件とする等の計上方法をとっている。
 - (2) 人員
同一人が数罪を犯し、又は数人が数罪を犯した場合は、法定刑の最も重い罪(法定刑が同じときは主たる罪)につき 1 人又は数人として計上している。
- 3 予備罪等の一定の犯罪については、次のような計上方法をとっている。
 - (1) 未遂罪及び予備罪は、殺人予備罪を除き、それぞれ既遂の罪に含めている。
 - (2) 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第 2 条、第 3 条及び第 4 条に規定する罪は、その行為態様に応じ強盗又は窃盗の罪に含めている。
 - (3) 暴力行為等処罰ニ関スル法律第 1 条、第 1 条ノ 2 及び第 1 条ノ 3 に規定する罪は、その行為態様に応じ暴行、傷害、脅迫又は器物損壊の罪に含めている。
 - (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に規定する罪は、その行為態様に応じ殺人、脅迫、恐喝、詐欺、賭博、公務執行妨害、犯人蔵匿証拠隠滅、逮捕監禁、略取誘拐・人身売買、信用毀損・威力業務妨害又は建造物等損壊の罪に含めている。
- 4 この統計書における用語等の意義は、次のとおりである。
 - (1) 刑法犯…刑法(明治 40 年法律第 45 号)に規定する罪(道路上の交通事故に係る第 211 条の罪を除く。)、爆発物取締罰則(明治 17 年太政官布告第 32 号)、決闘罪ニ関スル件(明治 22 年法律第 34 号)、暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律(昭和 5 年法律第 9 号)、航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和 45 年法律第 68 号)、火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和 47 年法律第 17 号)、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和 49 年法律第 87 号)、人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和 53 年法律第 48 号)、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和 62 年法律第 103 号)、サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成 7 年法律第 78 号)、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成 11 年法律第 136 号)、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成 12 年法律第 130 号)、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 67 号)及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和 5 年法律第 67 号)に規定する罪をいう。
 - (2) 特別法犯…刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第 211 条の罪及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成 25 年法律第 86 号)に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての犯罪(条例を含む。)をいう。
 - (3) 包括罪種…刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいう。
なお、包括罪種の名称及び内訳罪名は別表のとおりである。
 - (4) 強盗・不同意性交等…刑法の一部が改正(令和 5 年法律第 66 号。以下「改正刑法」という。令和 5 年 7 月 13 日施行)され、強盗・強姦等の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強盗・強姦等」を「強盗・不同意性交等」に変更した。
 - (5) 不同意性交等…改正刑法により、強姦等の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦等」を「不同意性交等」に変更した。
 - (6) 面会要求等…改正刑法により、16 歳未満の者に対する面会要求等罪が新たに規定、施行された。
 - (7) 重要犯罪・重要窃盗犯…犯罪情勢を観察する場合において、統計上、その指標となる犯罪と

して掲げるものをいう。

重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつをいう。

重要窃盗犯とは、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

- (8) 認知件数…警察において犯罪の発生を確認した事件の数をいう。
- (9) 検挙件数…警察において検挙した事件(解決事件を含む。)の数をいう。
- (10) 検挙人員…警察において検挙した事件の被疑者(解決事件に係る者を除く。)の数をいう。
- (11) 補導人員…警察において触法少年として補導した少年の数をいう。
- (12) 解決事件…刑法犯として認知され、認知件数が既に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪として成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件(件数)をいう。(特にことわりのない限り「検挙件数」に含まれている。)
- (13) 検挙率…認知件数に対する検挙件数の割合を百分比で表したものをいう。
- (14) 発生地主義の検挙件数…検挙署のいかんにかかわらず、その事件の発生地管轄警察署(都道府県)に検挙件数を計上している。(特にことわりのない限り、昭和40年以前は発生地主義の検挙件数である。)
- (15) 検挙地主義の検挙件数…発生地のいかんにかかわらず、その事件の検挙地管轄警察署(都道府県)に検挙件数を計上している。(特にことわりのない限り、昭和41年以降は検挙地主義の検挙件数である。)
- (16) 来日外国人…我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者(永住権を有する者等)、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。
- (17) 八橋警察署は平成29年5月22日から琴浦大山警察署に名称変更した。

この統計書について、質疑又は御意見のある場合は、鳥取県警察本部刑事部刑事企画課(電話0857-23-0110)あてに御連絡ください。

別表

(包括罪種)	(罪 種)	(内 訳 罪 名)
凶悪犯	殺 人	殺人罪、嬰兒殺、殺人予備罪、自殺関与罪
	強 盗	強盗殺人罪(致死を含む)、強盗傷人罪、強盗・不同意性交等罪(致死を含む)、強盗罪・準強盗罪(強盗予備、事後強盗、昏酔強盗)
	放 火	放火罪、消火妨害罪
	不同意性交等	不同意性交等罪(致死傷を含む)、誤信等による性交等、16歳未満の者に対する性交等、監護者性交等罪
粗暴犯	凶器準備集合	凶器準備集合罪、凶器準備結集罪
	暴 行	暴行罪
	傷 害	傷害罪、傷害致死罪、現場助勢罪
	脅 迫	脅迫罪、強要罪
	恐 喝	恐喝罪
窃盗犯	窃 盗	窃盗罪
知能犯	詐 欺	詐欺罪、準詐欺罪
	横 領	横領罪、業務上横領罪
	偽 造	通貨偽造罪、文書偽造罪、支払用カード偽造罪、有価証券偽造罪、印章偽造罪
	汚 職	賄賂罪(収賄罪・贈賄罪)、職権濫用罪(致死傷を含む)
	あっせん利得処罰法	公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律に規定する罪
	背 任	背任罪
風俗犯	賭 博	普通賭博罪、常習賭博罪、賭博開張等罪

わ い せ つ - - - 不同意わいせつ(致死傷を含む)、誤信等によるわいせつ、16
歳未満の者に対するわいせつ、監護者わいせつ罪、公然わい
せつ罪、わいせつ物頒布等罪、16 歳未満の者に対する面会要
求等

性的姿態撮影等処罰法 - - - 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記
録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去
等に関する法律

その他 —— 上記以外の罪種

犯 罪 統 計 書 目 次

犯 罪 概 況

1	刑法犯 認知・検挙状況の推移	1
(1)	刑法犯総数・重要犯罪	1
(2)	凶悪犯・粗暴犯	2
(3)	窃盗犯・重要窃盗犯	3
(4)	侵入盗・乗り物盗	4
(5)	非侵入窃盗・窃盗犯 流出入の状況	5
(6)	知能犯・風俗犯	6
(7)	その他の刑法犯	7
2	犯罪の被害状況	7
(1)	生命身体の被害	7
(2)	財産の被害	7
(3)	住宅対象 侵入盗 侵入口・侵入方法の状況	8
(4)	少年【20歳未満】の犯罪被害の状況	8
(5)	高齢者【65歳以上】の犯罪被害の状況	8
3	非行少年等 検挙・補導人員	9
4	刑 法 犯 少年犯罪 検挙・補導状況の推移	9
5	刑 法 犯 来日外国人 検挙状況の推移	9
6	特別法犯 検挙件数・検挙人員の推移	10
7	特別法犯 来日外国人 検挙件数・検挙人員の推移	10

統 計 表

第1 刑法犯

1	年 次 別 包括罪種別 認知・検挙件数及び検挙人員	11
2	都道府県別 刑法犯・窃盗犯 認知・検挙件数及び検挙人員	18
3	市 町 村 別 刑法犯・窃盗犯 認知件数	19
4	年 次 別 罪種別 認知・検挙件数及び検挙人員	20
5	各 署 別 年次別 罪種別 認知・検挙件数及び検挙人員	22
6	重要犯罪・重要窃盗犯 認知・検挙件数及び検挙人員 前年対比	40
7	罪 種 別 認知・検挙件数及び検挙人員 前年対比	42
8	罪 種 別 署別 認知・検挙件数及び検挙人員	44
9	罪 種 別 認知・検挙件数及び検挙人員	46
10	罪 種 別 死傷被害者数	50
11	罪 種 別 発生時間帯・発生曜日別 認知件数	52
12	罪 種 別 発生場所別 認知件数	56
13	罪 種 別 被害者の年齢・性別 認知件数	60
14	財 産 犯 被害額・被害回復額及び被害品別 認知・検挙件数	62
15	罪 種 別 被害者との関係別 検挙件数	68
16	罪 種 別 主たる被疑者の逃走時の交通手段別 検挙件数	70
17	特定罪種別 犯罪供用物別 検挙件数	72
18	罪 種 別 犯行の動機・原因別 検挙件数	74
19	罪 種 別 成人・少年事件別 共犯形態別 検挙件数	76
20	罪 種 別 犯行時の年齢別 検挙・補導人員	78

21	罪 種 別	前科数別 検挙人員(成人)	-----	80
22	罪 種 別	身柄措置別 検挙人員 前年対比	-----	82
23	罪 種 別	被疑者特定の係別 身柄措置・送致別 検挙人員	-----	84
24	罪 種 別	事件を主として処理した係別 検挙人員	-----	92
25	来日外国人	罪種別 国籍別 検挙件数	-----	94
26	来日外国人	罪種別 国籍別 検挙人員	-----	96
27	来日外国人	国籍別 検挙件数及び検挙人員の推移	-----	98
第2 窃 盗 犯				
1	年 次 別	認知・検挙件数及び検挙人員	-----	99
2	年 次 別	手口別 認知・検挙件数及び検挙人員	-----	102
3	署 別	認知・検挙件数及び検挙人員 前年対比	-----	104
4	署 別	手口別 認知・検挙件数及び検挙人員	-----	106
5	手 口 別	認知・検挙件数及び検挙人員 前年対比	-----	114
6	手 口 別	認知・検挙件数及び検挙人員	-----	116
7	手 口 別	発生時間帯・発生曜日別 認知件数	-----	118
8	手 口 別	発生場所別 認知件数	-----	122
9	侵 入 盗	発生場所別 侵入口・侵入方法別 認知件数	-----	126
10	手 口 別	身柄措置・送致別 検挙人員	-----	130
11	手 口 別	前科数別 検挙人員(成人)	-----	132
第3 少 年 関 係				
1	年 次 別	犯行時の年齢別 刑法犯少年 検挙・補導人員	-----	133
2	年 次 別	罪種別 刑法犯少年 検挙・補導人員	-----	134
3	罪 種 別	署別 犯罪少年・触法少年 検挙・補導人員	-----	136
4	罪 種 別	年齢・学職別 犯罪少年・触法少年 検挙・補導人員	----	138
5	窃盗手口別	年齢・学職別 犯罪少年・触法少年 検挙・補導人員	----	140
6	罪 種 別	非行場所別 検挙・補導人員	-----	142
7	罪 種 別	非行の直接の動機・原因別 検挙・補導人員	-----	146
8	罪 種 別	非行の背景・態度別 検挙・補導人員	-----	148
9	罪 種 別	身柄措置・送致別 犯罪少年・触法少年 検挙・補導人員	-----	150
10	罪 種 別	補導歴・非行歴別 検挙・補導人員	-----	152
11	罪 種 別	再犯者の前回処分別 検挙人員	-----	154
12	特 別 法 犯	違反法令別 年齢・学職別 検挙人員	-----	156
第4 特別法犯・その他				
1	法 令 別	検挙件数及び検挙人員	-----	157
2	署 別	違反法令別 検挙件数及び検挙人員	-----	158
3	違反法令別	身柄措置・送致別 検挙人員	-----	160
4	年 次 別	主要法令別 検挙件数及び検挙人員	-----	162
5	来日外国人	違反法令別 国籍別 検挙件数・検挙人員の推移	-----	163
6	署 別	暴力団犯罪 検挙状況	-----	164